

別表（第2条関係）

補助事業名	施設開設準備経費補助事業
補助事業の目的	<p>1 施設開設準備経費支援事業 円滑な施設の開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が必要であり、その開設準備経費を補助することで、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする</p> <p>2 大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入支援 介護ロボットやICT機器の導入に対して補助を行い、介護職員の負担軽減や業務効率化を図ることを目的とする</p>
補助事業の対象となる者	<p>1 新たに老人福祉法の認可又は介護保険法の指定（許可）を受ける定員30人以上の特別養護老人ホーム（併設の老人短期入所施設を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスに限る。）、養護老人ホーム、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるサービス付き高齢者向け住宅を含む。）、訪問看護ステーション（大規模化やサテライト事業所の設置に限る。）（以下「対象施設」という。）を運営する法人（政令市・中核市所管を除く）</p> <p>2 上記1において、介護付きホームについては、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めていること</p> <p>3 既存の対象施設の改築または定員を増加させる法人（施設整備を伴うものに限る。）</p> <p>4 既存の対象施設の大規模修繕の際に併せて介護ロボット・ICTの導入を行う法人</p>
補助事業の対象となる経費	別紙のとおり
補助率	定額
補助金の額	<p>総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、兵庫県知事が認めた額（補助基準額）とを比較して少ない方の額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>1 補助基準額の算定方法</p> <p>(1) 創設、改築、増(改)築、増床 開設定員数 × 989千円（基準単価）</p> <p>(2) 訪問看護ステーション 施設あたり4,960千円（基準単価）</p> <p>(3) 大規模修繕時の介護ロボット・ICT化 開設定員数 × 496千円（基準単価）</p> <p>2 開設準備期間が複数年度にわたる場合 以上で算出した額から前年度に交付した補助金の額（同一施設の開設準備に係るもの）を除した額を補助基準額とする。 ただし、前年度の基準単価と当該年度の基準単価が異なる場合には、次の算定式によるものとする。</p> <p>補助基準額 = (開設定員数 × 前年度基準単価 × 前年度対象期間 / 補助対象期間) + (開設定員数 × 当該年度基準単価 × 当該年度対象期間 / 補助対象期間)</p>
適用除外する条項	
その他の事項	<p>その他明記されていないものについては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領等の国庫補助基準に準じる。また、大規模修繕時の介護ロボット・ICT化については、介護業務における介護テクノロジー導入支援事業の取り扱いに準じる。 なお、次に掲げる事業については、交付の対象としないものとする。</p> <p>1 既に実施している事業</p> <p>2 他の国庫補助制度により、事業に要する経費について、現に負担金（補助金）の交付を受けている事業</p> <p>3 その他当該補助金の目的に照らして、適当と認められない事業</p>

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 1 開設準備経費申請額算出内訳書 別紙1又は別紙1(その2) 2 開設準備経費事業計画書 別紙2又は別紙2(その2) 3 開設準備経費補助金充当額内訳書
	(指定期日) 別に通知する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 事業区分毎に配分された経費相互間の20%以内の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合
	(添付書類) 第3条に準ずる。
	(指定期日) 必要な生じた日から20日以内。ただし、当該年度の3月31日を限度とする。
第9条第1項	(報告事項等)
第11条	(添付書類) 1 開設準備経費精算額算出内訳書 別紙3又は別紙3(その2) 2 開設準備経費事業実績報告書 別紙4又は別紙4(その2) 3 開設準備経費補助金充当額内訳書
	(指定期日) 事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 2008年(平成20年)厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間。

(別紙)

1 共通事項（購入について）

- (1) 備品等の購入・契約にあたっては、原則、入札又は2者以上の見積合わせを行うこと。
- (2) (1)において見積結果がわかる書類等を、(2)において理由書等を求める場合があること。

2 創設、改築、増(改)築、増床

(1) 対象経費

対象施設の開設にあたって必要となる経費で、以下のいずれかに該当するもの。

- ① 開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費（最大6ヶ月間の訓練等の期間）
- ② 開設のための普及啓発経費（地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催、利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介）
- ③ 職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）
- ④ 開設に当たっての周知・広報経費（パンフレット、ホームページの開設等のPR費用）
- ⑤ 開設準備事務経費（経営コンサルタント〔会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等〕に要する経費）
- ⑥ その他開設の準備に必要な経費（備品購入費等）

(2) 対象支出科目

需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料

(3) 対象期間

開設前6ヶ月以内の期間とする。

3 大規模修繕時の介護ロボット・ICT化

(1) 対象経費

介護業務における介護テクノロジー導入支援事業に準じる。

(2) 対象期間

大規模修繕完了前6ヶ月以内の期間を原則とする。